

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針

令和6年6月

根 室 市

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針

目 次

用語の定義.....	1
第 1 事業概要.....	3
1 事業概要に関する事項.....	3
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1 事業者の募集及び選定方法.....	7
2 事業者の募集及び選定の手順.....	7
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	9
4 審査及び選定に関する事項.....	13
第 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1 基本的考え方.....	14
2 予想されるリスクと責任分担.....	14
3 事業の実施状況の確認.....	14
4 事業期間終了時の措置.....	14
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
1 公共施設等の立地に関する事項.....	15
2 施設の規模及び配置に関する事項.....	15
第 5 事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項.....	16
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	16
2 管轄裁判所の指定.....	16
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
4 その他.....	17
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
1 法制上及び税制上の支援に関する事項.....	18
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18

第 8	その他事業の実施に関し必要な事項.....	19
1	議会の議決.....	19
2	情報公開及び情報提供.....	19
3	応募に伴う費用負担.....	19
4	実施方針に関する問合せ先.....	19
別紙 1	事業位置図.....	20
別紙 2	本事業の事業スキーム（例）.....	21
別紙 3	リスク分担表.....	22

用語の定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
DBO 方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設及び運転・維持管理を民間事業者に包括的に委託する事業方式をいう。
受入対象物	本市及び浜中町から排出され、委託業者、許可業者、自己搬入者が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
運營業務	本事業のうち、本施設の運転・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
運營業務委託契約	本市と運営事業者で締結される「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書」に基づく契約をいう。
運營業務委託契約（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。
運営モニタリング	運営事業者が実施する運營業務の実施状況について、本市が定期的に確認を行うことをいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本市と落札者の間で締結される「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書」に基づく協定をいう。
基本協定書（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書（案）」をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書」に基づく契約をいう。
基本契約書（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業基本契約書（案）」をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務又は運營業務のうちの一部を請負又は受託する者をいう。
建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者で締結される「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同事業体をいう。
構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
構成企業	構成員及び協力企業の総称をいう。

事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
事業者	本事業を実施する者として選定された落札者で、建設事業者及び運営事業者をいう
事業者選定委員会	「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
処理対象物	受入対象物のうち、焼却処理に適さないもの又は設備に不具合を発生させる処理不適物を除いたものを総称していう。
施工監理	事業者の工事施工内容について、本市が、要求水準書及び実施設計図書と照合して、要求水準書及び実施設計図書どおりに実施されているかを確認することをいう。
設計・建設業務	本事業に係る、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
設計審査	事業者の実実施設計の内容について、本市が、要求水準書等と照合して、要求水準書等どおりに設計されているかを確認することをいう。
代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
入札説明書	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書」をいう。
入札説明書等	入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）、その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
入札提出書類	入札参加者が本事業の応募に対し、本市に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
本事業	「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業」をいう。
本市	「根室市」をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される「根室市新ごみ処理施設」をいう。
本実施方針	「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業実施方針」をいう。
要求水準書	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書」をいう。
様式集	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業様式集」をいう。
落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
落札者決定基準	入札公告時に公表する「根室市新ごみ処理施設整備・運営事業落札者決定基準」をいう。

第 1 事業概要

1 事業概要に関する事項

(1) 事業名称

根室市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設の管理者

根室市長 石垣 雅敏

(4) 事業用地

北海道根室市幌茂尻 70 番地 1（「別紙 1 事業位置図」参照）

(5) 事業の目的

本事業は、本市及び浜中町から排出される可燃ごみを将来にわたり安全で安定したごみの適正処理を行うため、民間事業者の技術力及び運営能力等を活用することにより、一般廃棄物処理施設であるごみ焼却処理施設（以下「本施設」という。）の効率的かつ効果的な設計・建設及び運転・維持管理を行うことを目的とする。

(6) 事業の内容

① 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

本市は、本施設を所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により本事業の運転・維持管理業務の実施のみを目的として設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として本施設の設計・建設業務及び運転・維持管理業務（以下「運営業務」という。）に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

② 契約の形態

本市は、事業契約の締結に向け、本市及び事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を落札者と締結する。

その後、本市は、事業者と本事業の設計・建設及び運転・維持管理を一括で委託する本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設工事請負契約」という。）を、運営事業者と本事業に係る運営業

務委託契約（以下「運營業務委託契約」という。）を締結する。（以下、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の３つの契約を総称して「事業契約」という。）（「別紙２ 本事業の事業スキーム（例）」参照）

③ 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：事業契約締結日から令和 30 年 3 月 31 日までの約 23 年間

設計・建設期間：事業契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日までの約 3 年 6 ヶ月間

運営期間：令和 10 年 10 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日までの 19 年 6 ヶ月間

④ 事業スケジュール

ア 実施方針等の公表	令和 6 年 6 月
イ 入札公告	令和 6 年 7 月
ウ 入札提出書類提出	令和 6 年 11 月
エ 落札者の決定	令和 7 年 1 月
オ 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
カ 仮契約の締結	令和 7 年 1 月
キ 事業契約の締結	令和 7 年 3 月

⑤ 事業者が行う主な業務

事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や本市が実施する行政手続等の業務に対して協力する。

ア 設計・建設業務

(ア) 事前調査

施設整備を行う上で必要となる調査、関係機関との協議等を行う。

(イ) 設計・建設

本施設の設計、建設工事業務（許認可申請、施設の試運転、引渡性能試験等を含む）を行う。

イ 運營業務

(ア) 受付管理業務

対象廃棄物、最終処分物等を搬入・搬出する車両の受付、計量、記録等を行う。
一般持込車両に対してルートとごみの荷下ろし場所について案内・指示を行う。
許可業者及び一般持込車両等から本市が定めるごみ処理手数料を徴収する。

(イ) 運転管理業務

関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入されたごみを適正に処理する。
本施設より発生する焼却灰、飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準等を満たすように適正に処理する。

本施設より排出される焼却灰、飛灰処理物を最終処分場へ運搬する。

(ウ) 維持管理業務

本施設の基本性能を運営期間中維持するために必要な点検・整備、補修、更新等を行う。

(エ) 環境管理業務

運営時の環境保全、環境測定、作業環境の保全を行う。

(オ) 防災管理業務

災害、機器の故障、停電等の緊急時における適切な対応等を行う。

(カ) 情報管理業務

本施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理する。

(キ) 業務終了時引継業務

運営期間終了後も継続して使用できる状態で引き継ぎを行う。

(ク) その他業務

周辺住民等の近隣対応や見学者対応、清掃、除雪、植栽管理等を行う。

⑥ 本市が行う主な業務

本市が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の確保

本事業を実施するための用地を確保する。

イ 設計監理及び工事監理

本施設の設計・建設期間を通じ、本事業に係る監督員を配置して設計についての承諾を行うとともに、工事監理を行う。

ウ 周辺住民への対応

本施設の事業期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

エ 本事業に必要な行政手続き

本事業を実施する上で必要な手続きを行う。

オ 運営モニタリング

運営事業者の業務の実施状況について運営モニタリングを行う。

カ 対象廃棄物の搬入

対象廃棄物を本施設に搬入する。

キ 焼却灰及び飛灰処理物の埋立処分

焼却灰及び飛灰処理物を本市の最終処分場において埋立処分する。

⑦ 事業者の収入（本市からの支払い分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。

ア 設計・建設業務に係る対価

本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

イ 本施設の運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価（固定料金と変動料金）について、運営事業者

に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書等に示す。

⑧ ごみ処理手数料について

受入対象物に係るごみ処理手数料は、本市の収入とする。

⑨ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定にあたっては、価格及びその他の条件により選定を行う総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）で行うものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

時 期	内 容
令和6年6月11日（火）	実施方針の公表
令和6年6月11日（火） ～令和6年6月17日（月）	実施方針に関する質問・意見の受付
令和6年6月21日（金）	実施方針に関する質問・意見への回答
令和6年7月12日（金）	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案））の公表
令和6年7月12日（金） ～令和6年7月26日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和6年8月9日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
令和6年8月23日（金）	参加表明書及び資格審査申請書類の受付
令和6年9月6日（金）	資格審査結果の通知
令和6年9月8日（月） ～令和6年9月13日（金）	資格審査結果に関する説明要求の受付、回答
令和6年9月17日（火） ～令和6年9月20日（金）	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和6年10月4日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和6年11月22日（金）	入札提出書類（入札書及び提案書）の受付
令和6年12月頃	提案書に関するヒアリング、審査、開札
令和7年1月頃	落札者の決定及び公表
令和7年1月頃	基本協定締結
令和7年1月頃	事業契約仮契約締結
令和7年3月頃	事業契約締結

入札手続き等

① 実施方針等に関する質問・意見の受付

本事業への参加を検討する民間事業者から、本実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年6月11日（火）午前9時から令和6年6月17日（月）午後5時まで

イ 提出方法等

(ア) 提出先

根室市市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

(イ) 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとする。提出の際、電子メールの件名を「実施方針等に関する質問」と記載する。なお、質問・意見書のデータはMicrosoft-Excel形式で作成することとする。

(ウ) 電子メールアドレス

sim_hseibi@city.nemuro.hokkaido.jp

ウ 回答方法

実施方針に関する質問への回答は令和6年6月21日（金）に本市のホームページにて公表する。ただし、質問・意見者を特定するに足る事項は公表しない。

エ その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」とであると判断した場合には「意見」として取扱う。また「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答をしない。

② 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、実施方針に関する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和6年7月に事業者の募集を開始する。また、募集開始日に、入札説明書等を本市のホームページにて公表する。

③ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問受付・回答を行う。なお、具体的な日程、方法等については入札説明書等に示す。

④ 参加表明書及び資格審査申請書類の受付、審査結果の通知

本事業へ参加を希望する民間事業者（以下「入札参加者」という。）は、参加表明書、参加資格確認申請書等資格審査に必要な書類（以下「参加資格審査申請書類」という。）を提出す

ること。なお、資格審査の結果は、参加資格審査申請書類提出者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑤ 入札提出書類の受付

本事業に関する入札提出書類を令和 6 年 11 月に受け付ける。提案書の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提出書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

⑥ 落札者の決定及び公表

入札提出書類については、根室市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案を選定する。これを踏まえて、本市は、事業者となるべき落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

(2) 事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。この協議に基づき、落札者は、会社法上の株式会社の形態により本事業を実施するための運営事業者を設立し、本市は、基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運営業務委託契約を運営事業者と令和 7 年 3 月に締結する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ① 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとし、構成員のみとすることも可能である。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、参加表明時に企業名を公表しなければならない。
- ② 設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の構成員のうちごみ焼却施設のプラント設備の設計・建設を行う者）は、構成員とならなければならない。また、運営業務において、運営事業者から直接「運転管理業務」及び「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ③ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- ④ 構成員又は協力企業のうち、少なくとも 1 者は本市内に本社又は本店、支店がある企業が含まれるものとする。

- ⑤ 入札参加者は、「第 2 3 (2) ②本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全てを満たす 1 者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合 50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行う。
- ⑥ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑦ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、このことについて、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様とする。
- ⑧ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- ⑨ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、以下の①から③の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

① 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

本施設の建築物の設計・建設を行う者は構成員又は協力企業とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者はア～オの要件をすべて満たすこと。また、その他の者はイ～オの要件をすべて満たすこと。なお、本施設の建築物の設計・建設を行う者には、本市内に本社又は本店、支店がある企業が 1 者以上含まれるものとする。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- エ 令和 5・6 年度根室市建設工事競争入札参加資格者名簿中、建設一式工事の工事種目に登録されている者であること。
- オ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が 700 点以上であること。

② 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事業」につき特定建設業の許可を受けていること。

- イ 本施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ウ 令和５・６年度根室市建設工事競争入札参加資格者名簿中、清掃施設工事の工事種目に登録されている者であること。
- エ 参加表明書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 900 点以上であること。
- オ 平成 26 年 4 月 1 日以降において、ストーカ式ごみ焼却施設のプラント設備に係る設計・建設業務を元請で受注した実績を 1 件以上有すること。

③ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は構成員又は協力企業とし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも 1 者はア～エの要件を全て満たすとともに、本業務を行う者のうち 1 者はオの要件を満たすこと。

- ア 令和５・６年度根室市競争入札参加資格（物品の購入等）を有し、機械設備保守業務の業務種目に登録されている者であること。
- イ 廃棄物処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処されたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- ウ 平成 26 年 4 月 1 日以降において、ストーカ式ごみ焼却施設の運転管理を元請受注し、1 年以上の運転実績を有する者
- エ 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設技術管理者）の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後 2 年間以上配置できること。
- オ 令和５・６年度根室市競争入札参加資格（物品の購入等）を有し、その他委託業務の業務種目に登録されている者であること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次の各項いずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 本市の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ③ 根室市暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 22 日条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者該当する者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑦ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特

別清算開始命令がなされた者。

- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- ⑨ 国税又は地方税を滞納している者。
- ⑩ 本市が本事業に係る発注支援業務を委託している者及びかかる者と当該発注支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社ドーコン
- ・ 村松法律事務所

- ⑪ 事業者選定委員会の委員、委員が属する法人及び委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は参加資格審査申請書受付最終日とする。なお、各証明書類は、参加資格確認基準日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたものとする。
- ② 参加資格確認基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ③ 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、本市と協議の上、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではない。
- ④ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、本市は、落札者と事業契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

- ① 落札者の構成員は、事業契約の本契約締結までに、運営事業者を設立すること。運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本店所在地は

根室市内に置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に限り、無償で本施設内に置くことを認めるものとする。

- ② 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。
- ③ 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資割合は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- ④ 全ての構成員は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会の設置

入札提出書類の審査にあたっては、事業者選定委員会を設置する。

(2) 審査の手順及び方法

事業者選定委員会は、「落札者決定基準」に従って、事業者選定委員会において入札提出書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者として選定する。本市は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、落札者決定基準は入札公告時に公表する。

(3) 結果の公表

本市は、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本市がこの事業に関して公表、展示、その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、かつ、入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として「別紙3 リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には事業契約で定める。

3 事業の実施状況の確認

本市は、事業者が実施する事業について、定期的に実施状況を確認する。実施状況の確認方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には事業契約で定める。

また、定期的な実施状況の確認の結果、事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は、業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

4 事業期間終了時の措置

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。運営事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 北海道根室市幌茂尻 70 番地 1
- (2) 敷地面積 約 1.2ha
- (3) 都市計画等事項
 - ① 都市計画区域 区域外
 - ② 用途地域 指定なし
 - ③ 防火地域 指定なし
 - ④ 高度利用地区 指定なし
 - ⑤ 建ぺい率 指定なし
 - ⑥ 容積率 指定なし
 - ⑦ 積雪荷重 1,400N/m² (垂直積雪量 70cm)
 - ⑧ 建物に対する凍結深度 100cm
 - ⑨ 水道敷設に対する深度 120cm

2 施設の規模及び配置に関する事項

- (1) 整備する施設の種類
ごみ焼却処理施設

- (2) 施設の概要

ごみ処理方式	焼却処理 ストーカ式 (全連続式)
処理能力	44t/日 (22t/日×2 炉)
余熱利用	温水
処理対象物	燃やせるごみ、肉骨粉、産業廃棄物

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、釧路地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告等の措置を行い、一定の期間を与えて事業者による改善の実施を求めるものとする。事業者が当該期間内に改善をすることができない場合は、本市は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。
- (3) (1)及び(2)により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。
- (2) (1)の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨を通知することにより、本市及び事業者は、事業契約に定める手続きに基づき事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第 8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業契約の締結にあたって、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

〒087-8711 北海道根室市常盤町 2 丁目 27 番地

根室市市民生活部廃棄物処理施設整備推進課

電 話 0153-23-6111（代表）

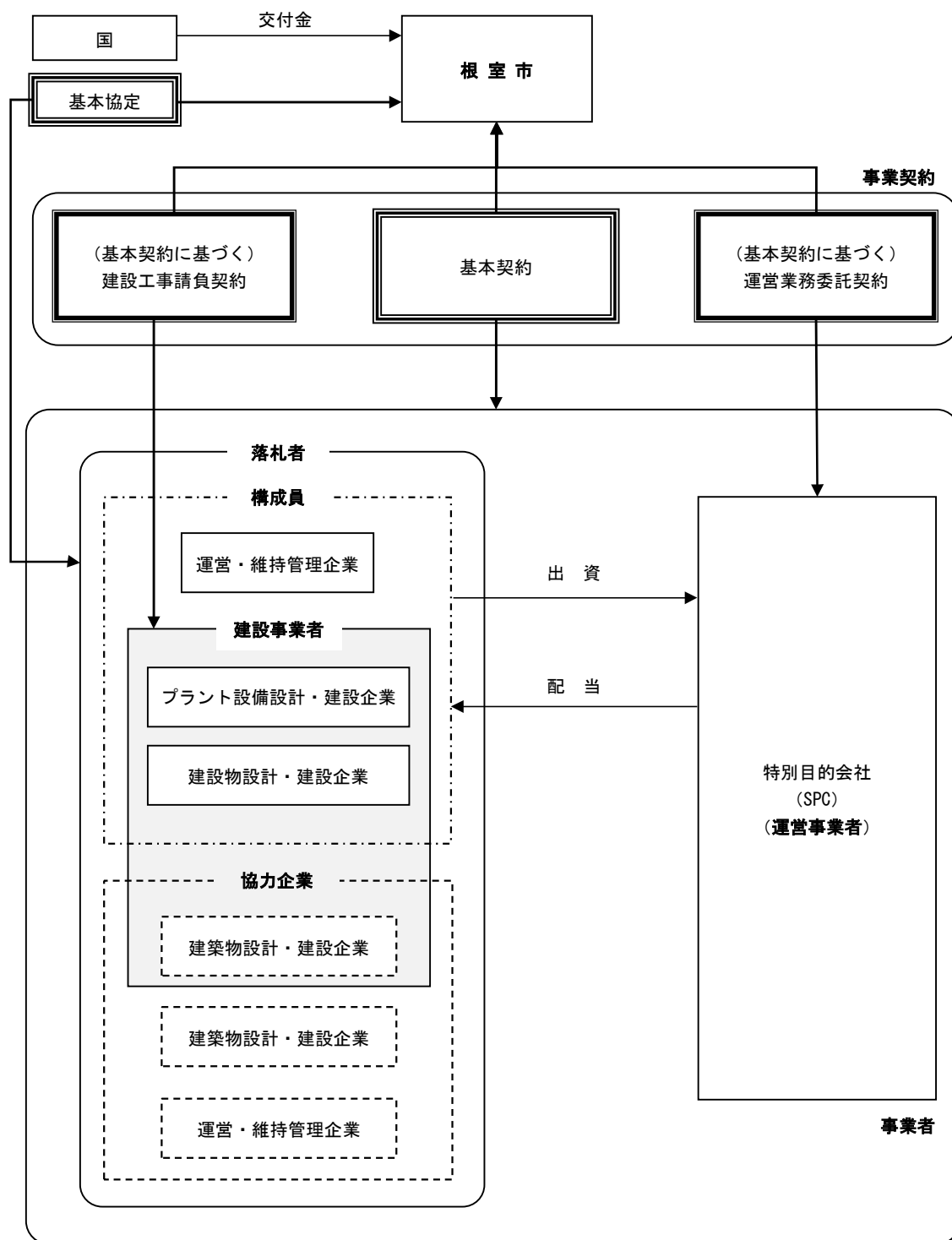
E-mail sim_hseibi@city.nemuro.hokkaido.jp

F A X 0153-24-6272

別紙 1 事業予定位置図



別紙２ 本事業の事業スキーム（例）



別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの	○	
	資金調達	本市における事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		事業者における事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
		交付金の見込み違いによるもの	○	
		事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないもの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの	○	
	契約締結	本市の事由により、本市と事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		事業者の事由により、事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	本市に関わる政策の変更(事業に直接的影響を及ぼすもの)	○	
	法令等変更	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更		○
		上記以外の税制度の変更	○	
	許認可取得	本市が取得すべき許認可等の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可等の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	事業者が実施する調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合や、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		本市の指示の不備により、第三者に及ぼす損害	○	
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
		事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	事業者の業務に起因する環境の破壊		○
	債務不履行	本市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	事業の破綻	事業者の財務に関するもの		○
	土地の瑕疵	土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○	
	物価変動	施設供用開始前の物価変動		○
		施設供用後の物価変動	○	△ ¹
	応募	応募書類作成、提出に係る費用負担		○
	不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	△ ²
計画設計	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計変更	本市の指示の不備、変更によるもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	用地確保	当該事業用地の確保に関するもの	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	事業者
建設	完工	本市に起因する工事遅延によるもの	○	
		事業者に起因する工事遅延によるもの		○
	建設費超過	本市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く）の工事費の増大		○
	施工管理（工事による一般的損害）	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
	施設損傷	工事目的物・材料、他関連工事に関して生じた損害		○
運営	支払い遅延・不能	本市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画したごみ量が確保できない	○	△ ³
	ごみ質変動	計画したごみ質が確保できない	○	△ ⁴
	受入管理	施設へのごみの受入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害		○
		上記以外	○	
	運営費上昇	本市の指示等による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大（物価変動によるものは除く。）		○
	施設損傷	本市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く。）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達（施工不良を含む。）		○
終了時	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

凡例：○主分担、△副分担（一定程度まで分担）

注記（△（副分担）の説明）

△¹ 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

△² 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

△³ ごみ量変動リスクについては、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

△⁴ ごみ質変動リスクについては、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は本市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。